

2015 年度第 2 回 京都地区教員免許事務勉強会

課程認定申請書と学力に関する証明書について
～様式第 2 号の作成方法と証明書作成時の留意点について～

(2015.10.31 京都学園大学)

龍谷大学文学部教務課 小野 勝士

1. 様式第2号の話の前に

- (1) 教職課程を設置する前提として認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が必要。

▼教職課程認定基準 2

(2) 教職課程は、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

この規定は近年の課程認定審査で最も重要視されている規定である。
申請書様式では 8 号様式でこの点を説明することになる。

2012（平成 24）年 3 月 23 日に開催された「平成 23 年度教職課程認定に関する事務担当者説明会」での配布資料「課程認定に係る留意事項等について」3～6 頁で次のとおり説明がなされている。
「審査に当たっての判断基準の例」というのがポイントとなる。

- 課程認定制度創設時から、学科等の目的・性格と教職課程との関係については、審査の観点として含まれていた。
- 昨今、学科等が多様化してきたことにより、両者の相当関係について、意識的に確認をする必要が生じてきている。
- 小学校や中学校等における教育は、国語、数学等の基礎・基本を教えるものであることから、各教科を確実に教授できるための知識・技能を修めることができる専門教科が整えられている学科等において教員養成を行うことが必要。

（審査に当たっての判断基準の例）

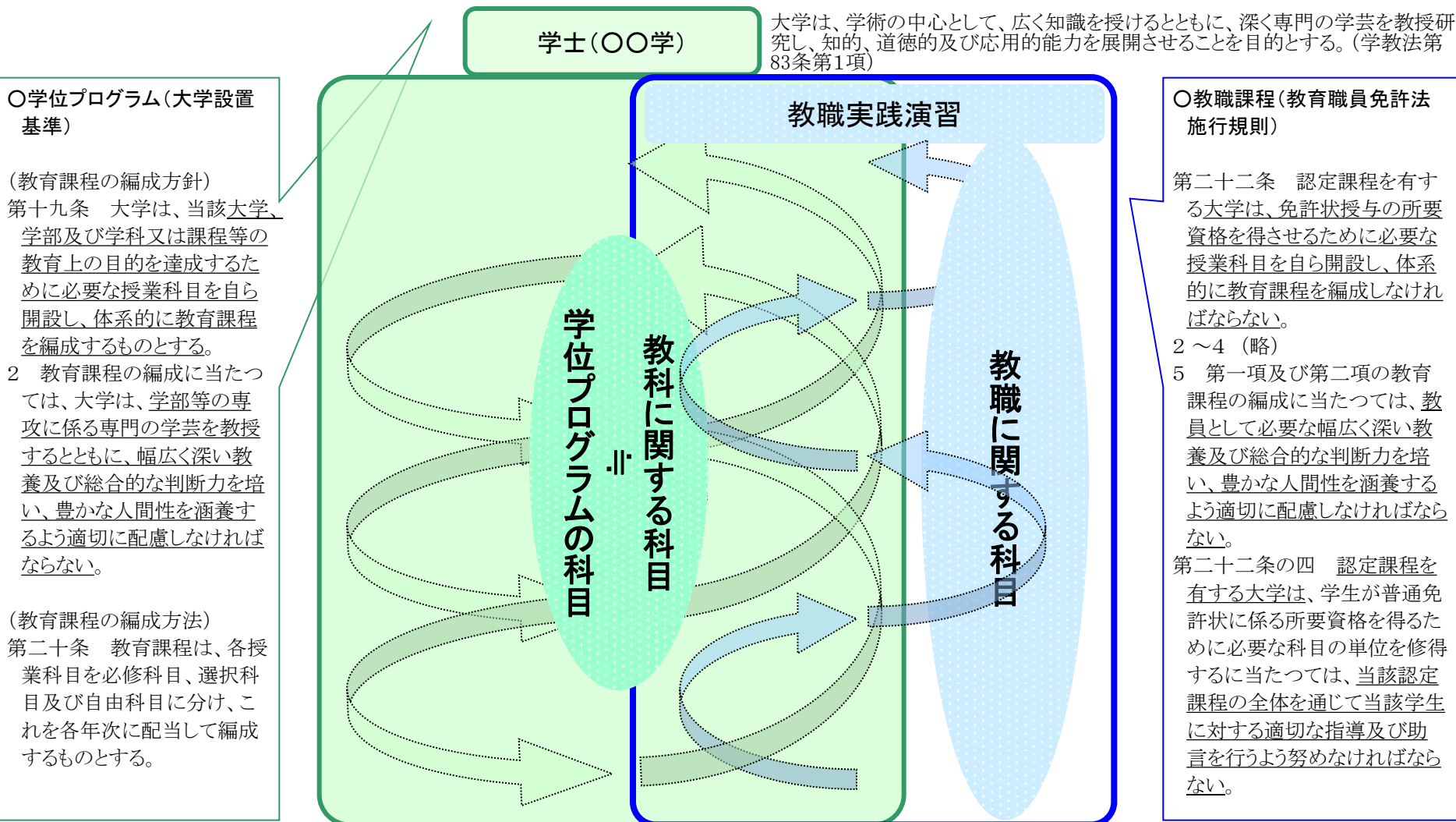
- ・ 学科等の教育課程において、「教科に関する科目」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ・ 卒業要件等において、「教科に関する科目」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ・ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目内容の間に密接な関連が見られるか。

▼教職課程認定大学実地視察報告書より

- 「教科に関する科目」は、教職課程の一部であると同時に、学科等における学位を取得するための専門科目の一部であり、教職を志す学生は、「教科に関する科目」と学位を取得するための専門科目を取得することによって、教科に関する専門性を高めていくことが期待されている。一部の学科等においては、「教科に関する科目」が、「教職等資格関連科目」として学位プログラムの外に位置付けられているが、速やかに是正すること。なお、教職課程の教育課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

⇒図示すると『教職課程認定申請の手引き（平成 28 年度開設用）』190 頁のようになる（次頁に掲載）

○ 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



⇒中高の教職に関する科目は学位プログラムに含む必要はない。

▼『教職課程認定申請の手引き（平成 28 年度開設用）』195 頁 Q9 の A 抜粋

幼稚園及び小学校の教職課程においては、原則として「教職に関する科目」は、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることが必要となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教職に関する科目」については、それを要件としていない。しかし、「教職に関する科目」を「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることを妨げる規定はないため、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することについては問題はない。

(2) 相当関係について様式第 8 号アで説明

様式第 8 号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念

①大学

《省略》

②学科等（既に教職課程を有している学科等及び認定を受けようとする学科等のみ）

文化遺産の歴史的意義を考え、将来へと守り伝えるための方法と技法を習得し、地域の文化的媒体として活用できる人材を育成する。あわせて、文化財の調査・研究、その保存と活用を行うための専門教育を通して、仏教美術・寺院建築・仏教儀礼等に向き合い、「建学の精神」を体現した自主的判断能力を持つ感受性の豊かな専門家を育成する。

(2) 教員養成に対する理念・構想

①大学

《省略》

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

■『教職課程認定申請の手引き（平成28年度開設用）』105頁の記載

認定を受けようとする学科等の目的・性格が明らかになるよう、教員養成の理念、それを実現させるための教員養成の構想、学科等として養成したい教員像を具体的に記載すること。

本専攻は、文化財の保存および活用、その調査・研究を専門に行うための教育を通して、仏教美術・寺院建築・寺院址・仏教儀礼などの仏教につながる物に向き合い、「建学の精神」に生命をかよわせる自主的判断力を持ち、感受性が豊かな人材を養成することを使命とする。

その使命を果たすため、文化遺産の歴史的意義を考え、将来に守り伝えるための方法と技術を追究、地域の文化的媒体の活用を模索、実践することで日本の文化や伝統を後の世代に継承できるようにする。

上述の学科の性格・目的から、「日本の文化・伝統に関する深い造詣に基づき、公民として必要な知識を教授することのできる教員養成」を理念とする。そしてその理念を実現するための教員養成の構想としては、様式第 8 号ウに基づいて各年次によって修得すべき内容を示し、履修カルテによって達成度を確認する。

以上の理念・構想から、歴史学科文化遺産学専攻で培った歴史遺産・文化財に関する専門的知識や能力を活かして、「様々な教育問題に対応できる、社会的・実践的指導力をそなえた教師力を有するとともに、他者に対する寛容な態度を常に持ち、生徒や保護者に対する理解と適切な支援を行う人間的魅力あふれる教員」を歴史学科文化遺産学専攻の目指す教員像とする。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごと）

■『教職課程認定申請の手引き（平成 28 年度開設用）』105 頁の記載

教職課程を設置することの意義や必要性、理由について、認定を受けようとする学校種・免許教科ごとに具体的に記載すること。

■中一種免（社会）

上述の学科の目的・性格から中学校社会の教職課程を設置する。

幅広い人文学の知として、先史・古代から近現代史に至る日本史学上の諸問題の研究、グローバルな歴史研究（西洋・東洋）など、時代的にも地域的にも世界的視野に社会全体の動きを捉え、高度な専門的手法を研究する分野・科目を包含している。さらに、過去から未来におよぶ地表上の自然・人文諸現象を分析し考察する考古学研究をはじめとした地理学研究を行い、国内外にわたる多角的な地誌的研究や哲学・倫理学、社会学、政治学、法律学の分野に関して、豊富な資料を用いながら研究し、専門知識として使用できる高い能力を養成する仕組みも有していることから社会の教職課程を設置する意義を有する。

以上のことから、当学科の学修が中学校社会の教育目標である、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」と合致することから、中学校社会の教職課程を設置する意義・必要性は十分に認められると考える。

■高一種免（地理歴史）

上述の学科の目的・性格から高等学校地理歴史の教職課程を設置する。

考古学、博物館学、美術史学等の教育・研究を通じて、文化財を調査、保存、活用する高度な方法を身につけることで、日本の歴史・文化についての高度な知識を身につけることができるとともに、外国史の科目も配置することで世界に広く目を向け、日本を客観的に捉えることができるカリキュラム構成となっていることから地理歴史の教職課程を設置する意義を有する。

以上のことから、当学科の学修が高等学校地理歴史の教育目標である、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」と合致することから、高等学校地理歴史の教職課程を設置する意義・必要性は十分に認められると考える。

★作成上注意した点

ア) 平成 18 年答申¹との関係

○平成 11 年の教養審第 3 次答申において、各大学が養成しようとする教員像を明確に持つことが必要であるとされながら、現状では、教員養成に対する明確な理念（養成する教員像）の追求・確立がなされていない大学があるなど、教職課程の履修を通じて、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分ではないこと

イ) 学科の教育目的・理念と学習指導要領との関係

■学習指導要領：社会科の目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

■学習指導要領：地理歴史科の目標

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

¹ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」『教職課程認定申請の手引き（平成 28 年度開設用）』214 頁

2. 様式第2号

(1) 教科に関する科目

▼免許法施行規則

(中学校教諭の科目の単位の修得方法)

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
社 会	日本史及び外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」

備考

- 一 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）
- 二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
- 三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（次条、第9条、第15条第4項、第18条の2及び第64条第2項の場合においても同様とする。）

① 条文解説

ア) 一般的包括的な内容とは

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

(1) 教育職員免許法施行規則第4条表備考第1号に定める「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

▼『教職課程認定申請の手引き（平成28年度開設用）』193頁

Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。

A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。）

☞新田正樹・大畠啓子（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎 第三回 教職課程②教科に関する科目群」『SYNAPSE』第20号、36頁

なお、一般的包括的科目として適当であるかどうかを判断する上では、学習指導要領が1つの指標となる。たとえば、中学校教諭の教職課程（保健体育）の場合、「体育実技」の科目の修得が求められているが、中学校学習指導要領中保健体育の項において扱うことと示している体育分野は、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」であることから、「体育実技」では、学習指導要領に示されているこれら7分野すべての内容を学修することが必要である。具体の授業科目の開設にあたって、1つの授業科目で一般的包括的内容すべてを必ず網羅する必要はなく、複数の開設科目によりこれら全分野を網羅すること、場合により各分野毎に授業科目を開設し、全体について必修科目として履修させることも認められている。

イ) 20単位（一種免）、10単位（二種免）すべてが一般的包括的な内容を含むである必要はない。

▼教員免許ハンドブック²Ⅱ（解釈事例編503頁）

◎20単位すべてが一般的包括的内容である必要があるか

Q 施行規則第4条及び第5条の表の第2欄の20単位又は10単位全てが、第2欄の各科目につき一般的、包括的なものでなければならないか。

A それぞれの科目の中で、一般的包括的な内容のものを含めて単位を修得すれば20単位又は10単位全てにおいて一般的包括的な内容を含まなくてよい。

ウ) 科目区分に（ ）書きで「～を含む」という言葉が入っている場合は、その含む内容を含んで初めて一般的包括的内容を含む内容となる。

▼教員免許ハンドブックⅡ（解釈事例編505頁）

◎合唱の単位は音楽の「声楽（合唱を含む。）」の単位に含められるか。

Q 施行規則第4条第1項の表、音楽の教科に関する科目中、声楽（合唱…を含む。）の単位は、合唱のみの単位でよろしいか。

A 施行規則第4条第1項表備考第1号の定めるところにより、「声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）」について一般的包括的な内容を含むものでなければならないので、「合唱」のみの内容の科目の単位をもって一般的包括的な内容を含むとは言えない。

▼教員免許ハンドブックⅡ（解釈事例編506頁）

◎保健の単位修得方法

Q 施行規則第4条第1項の表、「保健」の教科に関する科目中、「学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）の（ ）内の4科目は、その4科目全部を修得しなければならないか。又はその一部でよい。

A 4科目全部を修得しなければならない。

エ) 必ずしも一般的包括的な内容を含む授業科目の名称と科目区分の名称を一致させる必要はない。

▼教員免許ハンドブックⅡ（解釈事例編504頁）

◎第2欄の科目と同一名称の科目でなければならないか

Q 施行規則第4条第1項の表又は第5条第1項の表の第2欄の科目全てが、第2欄に掲げる科目と同一名称の科目の単位でなければ、一般的、包括的な内容を含むものとは解されないか。

A 必ずしも同一名称の科目であることを要しないが、施行規則第4条第1項の表又は第5条第1項の表の第2欄の単位とする科目の単位には、それぞれ、第2欄に掲げる科目につ

² 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブックⅡ』法令・解説編（第一法規、1991年）
第一法規株式会社の参照ページ（<http://www.daiichihoki.co.jp/dh/product/617878.html>）

いての一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

オ)「 」書きの科目区分の履修方法については、いずれか1つでよい。

▼教員免許ハンドブックⅡ(解釈事例編 506 頁)

◎「哲学、倫理学、宗教学」の単位修得方法

Q 中二種免(社会)を取得する場合の単位修得方法について、教科に関する科目のうち「哲学、倫理学、宗教学」についての科目履修は、「 」の中のいずれか1科目の修得でよいか。

A 施行規則第4条第1項の表備考第3号の規定により、「 」内に表示された科目の単位の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとされていることから、いずれか1科目の修得で足りる。

⇒「農業、工業、商業、水産」の修得方法

これらの教科の一般的包括的な内容を含む科目の開設方法については、2007(平成19)年度開設の課程認定審査までは次の解釈事例が適用されていた。

▼教員免許ハンドブックⅡ(差し替え前の解釈事例編 311 頁)

Q 免許法第5条別表第1により農業、工業、商業、水産、商船の高等学校教諭免許状の授与を受ける場合、免許法施行規則第4条第1項の表第2欄に掲げる科目(関係科目)の最低必要単位はその教科の関係科目であればどのような内容のものであってもよいと解してよいか。

A 農業、工業等の教科については、科目の性格、教育施設の事情、専攻科目の修得の実情等を勘案してその関係科目とされたものであり、個々の科目の選定、開設および修得については大学に一任されているから、当該大学の定めた単位を修得しなければならない。

しかし、2008(平成20)年度開設の課程認定審査及び2007(平成19)年度末提出の科目変更届からは、以下の解釈事例に変更となった。

この解釈変更をめぐる経緯等については立命館大学の小原隆治氏(言語教育企画課長)が2008年の全私教協研究大会で発表された資料に詳細にまとめられている。小原氏の了解のもと、当時の発表資料の該当部分を別紙資料として配布している。

▼教員免許ハンドブックⅡ(解釈事例編 507 頁)

◎「工業の関係科目」の一般的包括的な内容

Q 「関係科目」について、一般的包括的な内容を含めて履修するためには、大学は、一般的包括的な内容を含んだ授業科目を開設しなければならないのか。

A 貴見のとおりと解する。

施行規則第4条表備考第1号により、例えば、免許教科「工業」の教科に関する科目「工業の関係科目」において、一般的包括的な内容を含まなければならないと規定されている。よって、大学が、高一種免(工業)の教職課程を置くときに、以下のいずれかの方法により、「工業の関係科目」の一般的包括的な内容を含んだ授業科目を開設し、学生が履修しなければならない。

- ① 工業の一般的包括的な内容を扱う授業科目を、1つ又は2つ以上開設し、それらを履修する。
- ② 工業の複数の科目(例:機械・化学・金属・電気・土木)の基本的な内容を含んだ授業科目を、それぞれの科目に応じて開設し、それぞれを履修する。

なお、教員免許状の質を確保するという観点においても、学生が、高等学校教諭として教科・工業を教授するときに、高等学校学習指導要領に定める教科「工業」の各科目を網羅的に教授できる能力を身に付けるためには、大学の教職課程において、工業の一般的包括的な内容を含めて修得できるように、大学においては、適切な内容の授業科目を開設し、学生が履修するように指導しなければならない。

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中・教科に関する科目）																	
認定を受けようとする学部・学科等	文学部	歴史学科 文化遺産学 専攻	入学定員 44	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 20単位			2. 学 位 学 士（文学）		3. 学位又は学科の分野 文学関係								
認定を受けようとする免許状の種類 （免許教科）	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考							
		授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教						
必修	選択		学校種等	学科等													
中一種免 （社会）	日本史及び外国史	日本史概説ⅠA	2		高 （地歴）	同	A				2科目中1科目必修 2科目中1科目必修 哲学概論A及びB、倫理学概論A及びB、宗教学概論A及びBのうちから1つの組み合わせで4単位修得。						
		日本史概説ⅠB	2		高 （地歴）	同											
		日本史概説ⅡA	2		高 （地歴）	同											
		日本史概説ⅡB	2		高 （地歴）	同											
		東洋史概説Ⅰ	4		高 （地歴）	同											
		東洋史概説Ⅱ	4		高 （地歴）	同											
		西洋史	4		高 （地歴）	同											
		考古学実習	2		高 （地歴）	同						B					
		文化財実習	2		高 （地歴）	同						C					
		考古学特殊講義A	2		高 （地歴）	同						(B)					
		考古学特殊講義B	2		高 （地歴）	同						(B)					
		日本考古学講読A	2		高 （地歴）	同						D					
		日本考古学講読B	2		高 （地歴）	同											
		文化財科学特殊講義A	2		高 （地歴）	同											
		文化財科学特殊講義B	2		高 （地歴）	同											
		地理学（地誌を含む。）	人文地理学	4		高 （地歴）						同					
	自然地理学		4		高 （地歴）	同											
	地理学（地誌）		4		高 （地歴）	同											
	歴史地理学		4		高 （地歴）	同											
	「法学、政治学」	法学概論		4													
		政治学原理		4													
	「社会学、経済学」	社会学概論		4													
		経済原論		4													
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論A		2													
		哲学概論B		2													
		倫理学概論A		2													
		倫理学概論B		2													
		宗教学概論A		2													
		宗教学概論B		2													
	●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）				48単位		●専任教員数（合計）			4人					
			・教員の免許状取得のための選択科目				32単位		●必要専任教員数			4人					

様式第2号（高・教科に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・教科に関する科目）												
認定を受けようとする 学部・学科等	文学部	歴史学科 文化遺産学 専攻	入学定員 44	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 20単位				2. 学 位 学 士（文学）		3. 学位又は学科の分野 文学関係		
認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科)	免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通 開設 学校 種等	字 科 等	教授	准教授	講師	助教		
			必修	選択								
高一種免 (地理歴史)	日本史	<u>日本史概説ⅠA</u>	2		中 (社会)	同	B	A				
		<u>日本史概説ⅠB</u>	2		中 (社会)	同						
		<u>日本史概説ⅡA</u>	2		中 (社会)	同						C
		<u>日本史概説ⅡB</u>	2		中 (社会)	同						
		考古学実習	2		中 (社会)	同						(B)
		文化財実習	2		中 (社会)	同						
		考古学特殊講義A	2		中 (社会)	同						(B)
		考古学特殊講義B	2		中 (社会)	同						
		日本考古学講読A	2		中 (社会)	同						D
		日本考古学講読B	2		中 (社会)	同						
		文化財科学特殊講義A	2		中 (社会)	同						(D)
		文化財科学特殊講義B	2		中 (社会)	同						
	外国史	<u>東洋史概説Ⅰ</u>	4		中 (社会)	同						
		<u>東洋史概説Ⅱ</u>	4		中 (社会)	同						
		<u>西洋史</u>	4		中 (社会)	同						
	人文地理学及び自然地理学	<u>人文地理学</u>	4		中 (社会)	同						
		<u>自然地理学</u>	4		中 (社会)	同						
		<u>歴史地理学</u>	4	4	中 (社会)	同						
	地誌	<u>地理学（地誌）</u>	4		中 (社会)	同						
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 36単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 16単位							●専任教員数（合計） 4人 ●必要専任教員数 3人					

■歴史学科文化遺産学専攻 専攻科目 科目区分別 開講科目一覧

区分	教育課程編成・実施の方針	1年次		2年次		3年次		4年次		履修規定
		第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター	
普通講義A	○各学科・専攻の学修を進める上での基礎的・全般的な知識や思考を修得するために、概説・概論等を行う「普通講義」科目を開講する。	[100] 文化遺産学概論A (2)【深草】	[200] 文化遺産学概論B (2)【深草】	[300] 考古学実習 (2)【大宮】		[400] 文化財実習 (2)【大宮】				7科目16単位必修
		[100] 博物館概論 (2)【深草】	[200] 博物館資料論 (2)【深草】	[300] 文化遺産学概説 (4)【深草】						
普通講義B	○各学科・専攻の専門領域の基礎的な知識・思考を踏まえて人間社会に対する問題意識を醸成するために、概説・概論等を行う「普通講義」科目を開講する。			[300] 日本史概説ⅠA(2)【大宮】	[300] 日本史概説ⅠB(2)【大宮】	[400] 史学概論 (4)【大宮】				8単位選択必修
				[300] 日本史概説ⅡA(2)【大宮】	[300] 日本史概説ⅡB(2)【大宮】					
				[300] 東洋史概説Ⅰ (4)【大宮】						
				[300] 東洋史概説Ⅱ (4)【大宮】						
特殊講義	1・2年次で学んだ各学科・専攻の専門分野の基本を踏まえて、さらに学修の専門化・深化をはかるために、特定のテーマを取り上げる「特殊講義」を3年次から開講する。			[300] 仏教史概説A(2)【大宮】	[300] 仏教史概説B(2)【大宮】					2科目4単位選択必修
						[400] 文献史学特殊講義A(2)【大宮】	[600] 文献史学特殊講義B(2)【大宮】			
						[400] 考古学特殊講義A(2)【大宮】	[400] 考古学特殊講義B(2)【大宮】			
						[400] 美術史特殊講義A(2)【大宮】	[400] 美術史特殊講義B(2)【大宮】			
講読	各学科・専攻の専門分野の基礎的な文献を読解する能力の養成をはかり、それによって人文学の幅広い教養を身につけることができるように、「講読」科目を2年次以降に開講する。			[300] 古文書学講読A(2)【深草】	[300] 古文書学講読B(2)【深草】	[400] 文化財資料講読A【大宮】	[400] 文化財資料講読【大宮】			2科目4単位選択必修
						[400] 日本考古学講読A (2)【大宮】	[400] 日本考古学講読B (2)【大宮】			
						[400] 文化財科学講読A (2)【大宮】	[400] 文化財科学講読B (2)【大宮】			
						[400] 文化財行政特殊講義A(2)【大宮】	[400] 文化財行政特殊講義B(2)【大宮】			
基礎演習	「読むこと」「書くこと」「探すこと」「発表すること」等、大学での学びの基本的な方法やツール等を習得し、基礎的な学修能力を養成するために、「基礎演習」(1・2年次)を開講する。	[200] 文化遺産学基礎演習A(2)【深草】	[200] 文化遺産学基礎演習B(2)【深草】	[300] 文化遺産学基礎演習C(2)【深草】	[300] 文化遺産学基礎演習D(2)【深草】					4科目8単位必修
演習Ⅰ	学生が自主的に設定した学修テーマに基づく発表とディスカッション、レポート作成等を通じて、課題を追及し、解決へと至る能力を養成するために、「演習Ⅰ」(3年次)および「演習Ⅱ」(4年次)を開講する。					[400] 文化遺産学演習ⅠA(2)【大宮】	[400] 文化遺産学演習ⅠB(2)【大宮】			2科目4単位必修
演習Ⅱ								[500] 文化遺産学演習ⅡA(2)【大宮】	[500] 文化遺産学演習ⅡB(2)【大宮】	2科目4単位必修
卒業論文								[500] 卒業論文(4)【大宮】		1科目4単位必修
選択	学生の多様な興味・関心を喚起し、学修意欲を促進するために、どの科目を履修するかはすべて学生の選択に任せられている「選択科目」を開講する。	[100] (博)生涯学習概論 (2)【深草】		[300] 博物館経営論 (2)【大宮】	[300] 博物館資料保存論 (2)【大宮】	[400] 経済原論 (4)【大宮】				16単位選択必修
		[100] 博物館教育論 (2)【深草】			[300] 博物館展示論 (2)【大宮】	[400] 法学概論 (4)【大宮】				
		[100] 教育情報処理演習 (2)【両学舎】			[300] 博物館情報・メディア論 (2)【深草】	[400] 政治学原理 (4)【大宮】				
				[300] 西洋史 (4)【大宮】		[400] 地理学(地誌) (4)【大宮】				
				[300] 人文地理学 (4)【大宮】		[400] 自然地理学 (4)【両学舎】				
				[300] 社会学概論(4) 【大宮】						
				[300] 歴史地理学(4) 【大宮】						
				[300] 哲学概論A (2)【大宮】	[300] 哲学概論B (2)【大宮】					
				[300] 倫理学概論A (2)【大宮】	[300] 倫理学概論B (2)【大宮】					
				[300] 宗教学概論A (2)【大宮】	[300] 宗教学概論B (2)【大宮】					

《履修上の注意点》
■「特殊講義」「講読」において規定の単位を超えて修得した単位は選択専攻科目となります。

②申請書作成上の観点から

ア) 答申との関係

◎平成 18 年答申

○教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものであるという認識が、必ずしも大学の教員の間に共有されていないため、実際の科目の設定に当たり、免許法に定める「教科に関する科目」や「教職に関する科目」の趣旨が十分理解されておらず、講義概要の作成が十分でなかったり、科目間の内容の整合性・連続性が図られていないなど、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、必ずしも十分整備されていないこと

◎平成 24 年答申³

○教科に関する科目については、学校教育の教科内容を踏まえて、授業内容を構成することが重要である。そこで、例えば、「教科に関する科目」担当教員と「教職に関する科目」担当教員とが共同で授業を行うなど、教科と教職の架橋を推進するなどの取組が求められる。併せて、教科教育学の更なる改善も必要である。特に、教員養成系以外の課程における教科に関する科目については、全学的組織である教員養成カリキュラム委員会等の組織を活用し、担当教員に対し、教職課程の科目であることを意識して展開することを徹底することが必要である。

イ) 一般的包括的内容を含む科目についてはシラバスの内容に偏りがないよう注意。

★過去の他大学の指摘事項(全私教協教員免許事務検討委員会編集・2013 年度教員免許事務に関するアンケート集計結果)を参考にしている。

◎ 社会：日本史及び外国史、地理歴史：日本史、外国史

授業科目「日本史」について、一般的包括的科目として、近現代まで扱うことが確認出来るよう、授業計画を再考の上、修正すること。

→本学の場合：日本史概説ⅠAは原始・古代、ⅠBは中世、ⅡAは近世、ⅡBは近現代と時代区分を分けている。

授業科目名： 日本史概説ⅡB	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2 単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ 日本の近現代における権威（宗教）と権力（政治）の関係構造に留意しつつ、わたしたちが担うべき歴史的課題を認識する。			
授業の概要 近代天皇制国家の成立と展開について、制度とその背景、さらに運用に焦点をあてて概観する。また、それらに関連する経済・社会・国際関係について検討する。			
授業計画 第 1 回：近代とは何か（近代、時代区分） 第 2 回：幕末期の思想と政治（尊王攘夷） 第 3 回：維新政権の成立（明治維新、市民革命） 第 4 回：中央集権国家の成立（版籍奉還、廃藩置県） 第 5 回：明治初期の対外関係（岩倉使節団、征韓論） 第 6 回：近代化に向けた諸改革（地租改正、秩禄処分） 第 7 回：文明開化と自由民権運動（啓蒙思想、立憲思想） 第 8 回：明治憲法体制の思想（近代法秩序、法と道徳） 第 9 回：教育勅語の思想（国民道徳、国民教育） 第 10 回：帝国主義と民衆（日清日露戦争、社会主義） 第 11 回：大正デモクラシー期の思想と政治（天皇機関説、民本主義）			

³ 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（平成 24 年 8 月 28 日）
 文部科学省ウェブサイトトップ＞政策・審議会＞審議会情報＞中央教育審議会＞教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325092.htm

第12回：戦間期の国内政治（昭和恐慌、昭和維新） 第13回：戦間期の対外関係（国際協調主義、軍縮） 第14回：アジア太平洋戦争（日中戦争、第二次世界大戦） 第15回：戦後改革（日本国憲法） 定期試験
テキスト 特になし
参考書・参考資料等 概説書としては、佐々木潤之介ほか編『概論日本歴史』（吉川弘文館）など。
学生に対する評価 平常点〈受講態度〉（30%）、定期試験（70%）

授業科目「外国史」について、一般的包括的科目として、地域・時代に偏りがないよう、授業計画を再考の上、修正すること。

⇒本学の場合：東洋史概説Ⅰを東アジア、東洋史概説Ⅱで西アジアを中心に扱い、西洋史でヨーロッパとアメリカを扱うようにしている。

授業科目名： 東洋史概説Ⅰ	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 4単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ 中国史を概観することによって、そこに培われた政治や文化の特徴を知る。また、私たち日本文化のなかにある中国の歴史と文化の影響にも理解をもてるよう、幅広い歴史知識の修得につとめる。あわせて、学術論文の調査と取材の技法についても訓練する。			
授業の概要 中国の大きな流れの変化を理解するために、歴史的事件や人物像はもとより、絵画や文学などにも触れながら、総合的な視野にたって、概観してゆく。前期は太古から唐・五代史までを概観しながら、中国の歴史の要点を見つめる。歴史的事件はもとより、絵画・書や著作に触れる。後期は宋代以降を中心に学修する。そこでは、歴史の人物に焦点をあてつつ、その人物を取りまく時代を理解するよう努めたい。あわせて、史料に慣れる機会をもつように努めたい。			
授業計画 第1回：中国古代史の文化と政治（中国史を学ぶために） 第2回：夏から殷へ（二里頭遺跡、殷墟） 第3回：周の興起と戦国時代と秦の統一（鎬京、洛邑） 第4回：秦帝国の発展と天下統一漢代の政治と社会（商鞅、始皇帝） 第5回：漢の政治と社会（項羽と劉邦、武帝、儒教） 第6回：中国中世史の文化と政治（黄巾の乱） 第7回：それからの三国志（鄴、建康、成都、荊州） 第8回：東晋と反乱（道教、竹林七賢、八王の乱） 第9回：劉裕の登場（荊州、鎮江、建康） 第10回：五胡十六国時代（洛陽伽藍記） 第11回：隋唐時代の文化と政治（拓跋国家の展開、洛陽、長安） 第12回：唐の太宗と則天武后の時代（貞観の治、武則天、開元の治） 第13回：均田制と大運河（長安、府兵制） 第14回：唐代の諸反乱と山西地方（中国史上の塩） 第15回：安史の乱から黄巢の乱へ（軍隊と商人） 第16回：五代十国の展開 第17回：中国近世の政治と文化～武から文へ（開封、杭州、南京、北京） 第18回：科挙と近世社会（范仲淹と欧陽脩） 第19回：王安石の理想（司馬光と伝統） 第20回：政治家・蔡京（徽宗と『水滸伝』の世界） 第21回：靖康の変と金の興起（岳飛と秦檜）			

第22回：南宋の展開（金の海陵王）
第23回：宰相政治（韓侂胄と賈似道）
第24回：文天祥・正気の歌（蒲寿庚の事蹟）
第25回：キタイからモンゴルへ（世界経済の動き）
第26回：クビライの世界戦略（金の中都から元の大都へ）
第27回：南京か北京か（永楽帝、万暦帝と明の滅亡）
第28回：清の入関と達斡漂流記（中国東北部の歴史的位置）
第29回：清の皇帝政治と中国文化（康熙帝、雍正帝、乾隆帝と北京）
第30回：中国の近世から現代史へ
テキスト 特になし
参考書・参考資料等 宮崎市定『中国史（上・下）』（岩波書店） 梅原 郁『皇帝政治と中国』（白帝社） 寺田隆信『物語中国の歴史』（中公新書）
学生に対する評価 レポート（前期と後期にそれぞれレポート試験をおこなう。また不規則的に出欠確認をおこない、欠席については、レポートの得点より差し引く。）

授業科目名： 東洋史概説Ⅱ	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 4単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ イスラーム時代の西アジア地域に関する基礎的知識を得るとともに、この地域の歴史の流れや特徴を理解する。			
授業の概要 本講義では、西アジア史の中でも前近代イスラーム時代、特に7世紀から16世紀初頭までを対象とする。まず、「西アジア」とはどのような地理的範囲を指すのかに始まり、イスラーム教等、基礎的な知識を確認する。次いで、概ね時間軸に沿って西アジアの歴史の流れを概観する。講義全体を通して、西アジアに関するこれまでの自らの知識・認識・印象を再検討するとともに、西アジア史についての正確な知識を獲得し、歴史や文化の流れと特徴を理解してもらいたい。			
授業計画 第1回：授業説明など 第2回：西アジアとは 第3回：イスラーム教について 第4回：イスラーム教の諸分派 第5回：まとめ（1）第4回まで 第6回：イスラーム教誕生前夜の西アジア 第7回：イスラーム教の誕生 第8回：ウンマの成立 第9回：正統カリフ時代 第10回：ウマイヤ朝（1）第二次内乱まで 第11回：ウマイヤ朝（2）第二次内乱以降 第12回：ウマイヤ朝（3）学問と文化 第13回：まとめ（2）第12回まで 第14回：アッバース朝（1）アッバース朝の成立 第15回：アッバース朝（2）行政機構 第16回：アッバース朝（3）官僚 第17回：アッバース朝（4）軍隊 第18回：アッバース朝（5）大アミールの登場 第19回：アッバース朝（6）地方政権の勃興 第20回：アッバース朝（7）学問の発展			

第21回：ブワイフ朝
第22回：まとめ(3) 第21回まで
第23回：ファティマ朝
第24回：マグリブ、アンダルス(1) 後ウマイヤ朝
第25回：マグリブ、アンダルス(2) ムワッヒド朝、ムラービト朝
第26回：マグリブ、アンダルス(3) ムラービト朝滅亡後
第27回：セルジューク朝
第28回：ザンギー朝、アイユーブ朝
第29回：マムルーク朝
第30回：まとめ(4) 第29回まで
定期試験
テキスト 特になし
参考書・参考資料等 佐藤次高(編) 『西アジア史Ⅰ アラブ(新版世界各国史8)』(山川出版社、2002年) 間野英二(編) 『西アジア史(アジアの歴史と文化9)』(同朋舎、2000年)
学生に対する評価 学年末試験で評価し、欠席・遅刻の状況に応じて試験の得点から減点する。授業時の質疑応答や小テスト等を成績評価全体に加算することもある。

科目区分「日本史及び外国史」の一般的包括的内容を含む授業科目として「西洋史概説」「日本史概説」2科目が必修となっているが、「日本史及び外国史」の学問領域を網羅する科目として、その2科目だけでは不十分であり、「西洋史概説」「東洋史概説」「日本史概説」の3科目を一般的包括的内容を含む授業科目とし、すべて必修とすること。
⇒本学の場合：日本史概説ⅠA～ⅡB、東洋史概説Ⅰ・Ⅱ、西洋史を必修にしている。

一般的包括的内容を含む「日本史」「外国史」の科目とは言い難い。この授業内容が、文化史的側面から照らした授業であるならば、歴史的側面から照らした授業展開も行う、もしくは別科目を追加すること。
⇒本学の場合：歴史的側面を中心とした内容としている。

◎ 社会：地理学(地誌を含む。)、地理歴史：人文地理学及び自然地理学、地誌

《地歴の科目区分「地誌」、社会の科目区分「地理学」開設科目「●●」について、一般的包括的科目として、地域偏りがないよう、授業計画を再考の上、修正すること。
授業科目「人文地理学」について、世界の地理的内容が取り扱われていないように見受けられる。教職課程の地理学の一般的包括的科目として位置づけるのであれば、偏った内容では認められない。学修指導要領を確認すること。
⇒本学の場合：学習指導要領で扱う全地域を網羅している。

◎ 社会：「法律学、政治学」

授業科目「政治学」について、一般的包括的科目として、国際政治だけではなく、国内政治についても扱うことが確認できるよう、授業計画を再考の上、修正すること。
⇒本学の場合：両方に触れている。

◎ 社会：「哲学、倫理学、宗教学」

授業科目「哲学」「倫理学」について、歴史・思想等も扱い、一般的包括的内容を含むことが確認できるよう、授業計画を再考の上、修正すること。
⇒本学の場合：扱うようにしている。

社会の免許法施行規則に定める科目区分「哲学、倫理学、宗教学」の区分について、「6単位より2科目選択必修」という文言を、「6単位より2科目選択必修、またそれぞれの授業科目をセット履修」するように修正すること。(例えば、倫理学概説Ⅰ、倫理学概説Ⅱを春秋セ

ットで履修させる)
 →本学の場合：哲学概論 A と B、倫理学概論 A と B、宗教学概論 A と B の 3 つの組み合わせのうち 1 つの組み合わせで一般的包括的な内容を満たせるようにしている。

ウ) 相当関係との観点から専門科目のうち、教科に関する科目に関係のある科目を選択科目に設定。
 ただし、科目区分との科目相当性に注意。

この科目は学習指導要領上、どの内容に相当するのか。「社会」に関連が全くないとは言わないが、教科に関する科目の「日本史及び外国史」に位置づけるからには、学習指導要領に沿った内容や明確にその発展と位置づけられることが必要である。具体的にご説明いただきたい。
 →本学の場合：考古学実習、文化財実習、考古学特殊講義 A・B、日本考古学講読 A・B、文化財科学特殊講義 A・B が発展科目にあたる。事前相談・事務局指摘において指摘はなかった。

授業科目名： 考古学実習	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2 単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ 地域の歴史を多角的に調べるための基礎的な技術・方法を実践的に学ぶ。			
授業の概要 実習は、京都府下を中心に対象地域を設定し、考古学、地理学の手法を実践的に学びながら地域史の意義を考える授業を展開する。あわせて遺跡・文化財見学、夏季・冬季休暇を利用した遺跡の測量等のフィールドワークを実施する。その成果は、地域内施設で展示公開等を行い、市民への文化財普及体験の機会とする。			
授業計画 第 1 回：実習の心構え・計画 第 2 回：予備学習 (1) 地形図に歴史を読む (地理・地誌的条件・写真等) 第 3 回：予備学習 (2) 地形図と文化財 (情報整理とプロット・地域性) 第 4 回：予備学習 (3) 考古資料の展示 (市内考古資料館見学) 第 5 回：方法の学習 (1) 測量学 第 6 回：実践学習 (1) 多角測量実習 第 7 回：方法の学習 (2) 水準測量 第 8 回：実践学習 (2) 水準測量実習・基本技術 第 9 回：実践学習 (3) 水準測量実習・水準移動 第 10 回：実践学習 (4) 水準測量実習・水準設定 第 11 回：方法の学習 (3) 平板測量 第 12 回：実践学習 (5) 形状を測る 第 13 回：実践学習 (6) 等高線を測る 第 14 回：実践学習 (7) 形状・等高線を測る 第 15 回：考古学の基本技術・フィールドワーク準備 夏季の遺跡測量等フィールドワーク・展示 第 16 回：夏季フィールドワークのまとめと整理・活用・報告 第 17 回：実践学習 (8) パソコンによるデータ整理 第 18 回：実践学習 (9) 遺物実測法 (須恵器 (輪郭)) 第 19 回：実践学習 (10) 遺物実測法 (須恵器 (技法)) 第 20 回：実践学習 (11) 遺物実測法 (土師器 (輪郭)) 第 21 回：実践学習 (12) 遺物実測法 (土師器 (技法)) 第 22 回：実践学習 (13) 遺物実測法 (石器) 第 23 回：実践学習 (14) 遺物実測法 (木器) 第 24 回：実践学習 (15) 調査報告書作成法 第 25 回：実践学習 (16) デジタル図化法・遺構 第 26 回：実践学習 (17) デジタル図化法・遺物 第 27 回：実践学習 (18) デジタル図化法・その他 第 28 回：実践学習 (19) パソコンによるデジタル図化・編集 (イラストレーター) 第 29 回：実践学習 (20) パソコンによるデジタル図化・編集 (インデザイン)			

第 30 回：考古学実習のまとめ
テキスト 特になし。毎回レジュメを配布する。
参考書・参考資料等 『発掘調査のてびき』集落遺跡発掘編・整理・報告書編 文化庁文化財陪陪記念物課監修 2010 年 『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編 文化庁文化財陪陪記念物課監修 2013 年
学生に対する評価 平常点〈授業に対する姿勢〉(30%)、小テスト(30%)、定期試験(40%)

授業科目名： 考古学特殊講義 A	教員の免許状取得のための 選択科目	単位数： 2 単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ ①古代都城の調査・研究段階を正しく理解し、律令国家史についての理解を深めること。 ②東アジアのなかの日本古代都城の特質について理解を深めること。			
授業の概要 日本古代都城遺跡を考古学を中心に取り上げ、律令国家の形成から解体に至る歴史を講義する。			
授業計画 第 1 回：古代都城研究の諸問題 第 2 回：古代都城の成立前史 第 3 回：古代都城の成立 (1) 飛鳥京・前期難波宮・大津宮 第 4 回：古代都城の成立 (2) 藤原京 第 5 回：古代都城の展開 (1) 平城宮 第 6 回：古代都城の展開 (2) 平城京 第 7 回：古代都城の展開 (3) 恭仁京 第 8 回：古代都城の展開 (4) 紫香楽宮 第 9 回：古代都城の展開 (5) 後期難波宮 第 10 回：古代都城の展開 (6) 長岡宮 第 11 回：古代都城の展開 (7) 長岡京 第 12 回：古代都城の展開 (8) 平安宮 第 13 回：古代都城の展開 (9) 前期平安京 第 14 回：古代都城の展開 (10) 中期平安京 第 15 回：古代都城の展開 (11) 後期平安京 定期試験			
テキスト 吉村武彦・山路直充『都城』青木書店 2007 年			
参考書・参考資料等 『史跡で読む日本の歴史』3～5 吉川弘文館 2010 年 『長岡京の歴史考古学研究』吉川弘文館 2013 年			
学生に対する評価 平常点 (30%)：毎回、講義終了時に内容についての質問、意見、感想文を集め、その内容を吟味し平常点とする。定期試験 (70%)			

授業科目名： 日本考古学講義 A	教員の免許状取得のための 選択科目	単位数： 2 単位	担当教員名： 担当形態：単独
授業の到達目標及びテーマ ・考古資料の年代決定法を理解する。 ・講義で取り上げる個別資料については、その特性を知り、具体的な方法論が用いられた研究論文を講読することで、論文の読み方をも学ぶ。このことを通じて、考古学の資料操作の方法の一端を習得することを目指す。			
授業の概要			

考古資料は、大別すれば、大地に築かれた「遺構」と移動可能な物品である「遺物」に分けられ、その総体を「遺跡」という。考古学が歴史学の一分野である以上、その取り扱う考古資料については正しく時間軸に位置づけられなければならない。しかし、出土する遺構や遺物には、基本的にはそれ自体に年代が表記されることがない。このような資料の年代をどのような方法で知ることができるだろうか。この講義では考古学の年代決定法の具体的な手法を解説する。また、その際に可能な限り個別の考古資料を取り上げて、その資料そのものの歴史的意義なども併せて解説する。

授業計画

- 第1回：考古学とは何か。考古資料とは何か。
 第2回：考古資料編年の理論（1）モンテリウスの相対年代と絶対年代
 第3回：考古資料編年の理論（2）「一括遺物」の意義
 第4回：考古資料編年の理論（3）型式学的方法
 第5回：考古資料編年の理論（4）日本考古学における型式学を理解
 第6回：考古資料編年の理論（5）山内清男の年代学
 第7回：考古資料編年の理論（6）小林行雄の様式論
 第8回：縄文土器の編年（縄文晩期土器を一例として）
 第9回：弥生土器の編年（弥生時代の実年代）
 第10回：埴輪の編年（円筒埴輪と古墳の年代）
 第11回：須恵器の編年（1）相対年代、窯編年による型式学と様式論
 第12回：須恵器の編年（2）絶対年代、古墳の実年代
 第13回：甲冑の編年（鉄製武具の編年）
 第14回：横穴式石室の編年（畿内型石室の新古）
 第15回：まとめ

テキスト

講義時に指示する。

学生に対する評価

平常点〈受講態度と予習の状況によって評価する。〉（20%）レポート（80%）

エ）全般的事項

学生が授業に出席することは当然であるため、出席することのみをもったプラスの評価を避けるよう、評価方法を見直すこと。（出席点〇点・〇%・〇割の表記は認められない。）

複数回に渡って同様の授業内容を記載することは認められないため、各回のキーワードを付すなどして、必ず各回で異なる内容を扱うことが分かるよう修正すること。（数字での区別は認められない。）

⇒本学の場合、「シラバス作成の手引き」（大学教育開発センター作成）をシラバス執筆時に同封している。

▼シラバス作成の手引き（抜粋）

■成績評価の方法

当該科目の「到達目標」に対する達成度をどのように測るかを記載します。受講生が到達目標に達したかどうかを判定する方法の基準を示すことが必要です。そのため 3 つの視点を踏まえ明確に示す必要があります。

①評価種別

平常点、小テスト、レポート、定期試験等の評価を行う方法を記載します。
 なお、出席点を評価に加点することは NG です。

■講義計画

講義計画は、講義の全体像（半期 15 回・通年 30 回）がつかめるよう具体的な学習内容について記載します。WEB シラバスでは、講義計画は適宜変更できます。シラバス通りに講義を進められることが望ましいですが、学習の効果を高められるよう講義の

進捗状況や学生の理解度等に合わせて変更を行って下さい。また、講義計画は学生の予・復習の参考にもなりますので以下の点に留意して計画を立てて下さい。

- ①学年暦で定められた講義回数を想定し、各回のテーマや講義内容、キーワード等を用い分かりやすく示していること。
- ②各回の講義内容に応じた予・復習について示していること。
- ③「到達目標」と整合しているようにすること。
- ④計画は詰め込みすぎないよう無理のない進度で進められるよう注意すること。

③開設科目数

▼教職課程認定基準 3

(1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第 1、別表第 2 及び別表第 2 の 2 の第 3 欄に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。《以下略》

★文科省へ質問

Q 中高の教科に関する科目や専修免許状の課程（教科・教職）において、法定最低修得単位数からどれくらい余裕をもった単位数の科目があることが望ましいとお考えですか。

A 余裕の範囲は科目区分別の開設科目の偏りなどを考慮することになるため、一概にはいえない。

★専修免の場合は最低 30 単位を配置するのが望ましいとの見解がある。

▼変更届の指摘事項より

現在の課程認定審査では、選択の幅を広げるため、また、専修免許状の取得要件として 30 単位以上修得することで修士の学位に替えることができることから、最低 30 単位以上の課程について、認定している。このため、今後、30 単位以上の科目を開設することが望ましい。

⇒ 専修免許状の基礎資格は「修士」の学位の取得による以外に「1 年以上在学、30 単位以上修得」という基礎資格がある（免許法別表第 1 備考第 2 号）。

④証明書作成の観点から

ア)「社会」において、日本史概説ⅠA～ⅡB の 8 単位は修得したものの、東洋史概説Ⅰ・Ⅱ、西洋史未修得の場合

⇒科目区分「日本史及び外国史」の証明書確認欄（一般的包括的内容を含んで修得したかどうかを○やチェックを入れる欄）には○やチェックを入れることはできない。ただし、備考欄において「日本史分野においては一般的包括的内容を含んで修得」と記載し、改めて他学科・他大学等において日本史分野の一般的包括的内容を含んで修得する必要はない。

☆10/10/16 全私教協教員免許事務研修会質問表

Q 一般的包括的内容を含む内容の証明について

教職に関する科目においては 1 科目の中に複数含むべき事項がある科目があります（第 4 欄）。その場合、1 大学において全ての含む事項を修得できなくとも、最終的に全ての含む事項を複数の大学において修得してもよいことになっています。このことは文科省から HP 上で示されている学力に関する証明書例において、各含む事項ごとに確認欄が設けられていることから明らかであります。

一方、教科に関する科目においては、1 科目区分の一般的包括的科目は複数大学（学科）で修得してはいけないというのは矛盾があるように思われます。教科に関する科目においても証明書備考欄において上記の質問のように「外国史のうち、西洋史について一般的包括的内容を含む」と明記することで複数大学（学科）で 1 科目区分の一般的包括的内容を含む科目を修得してもよいのではないのでしょうか？

A 複数の科目にまたがって一般的・包括的な科目として認定を受けている場合には、各科目

で含まれる事項が各大学で設定が異なるため、複数大学の一般的包括的科目の一部分を積み上げて、全体として一般的包括的科目となるかを教育委員会において判断することは、課程認定申請時の科目内容審査と同等の審査が必要であり事実上不可能です。そのため、複数大学にまたがって一般的包括的科目を修得することは出来ないと考えているところです。

但し、中学校社会の科目区分「日本史及び外国史」については、高校地歴の科目区分では「日本史」と「外国史」はそれぞれ独立の科目区分として設定されているため、中学校社会及び高校地歴の課程認定を受けている学科等であっては、それぞれの一般的包括的科目を独立して開設しています。このことより、「日本史」と「外国史」の一般的包括的科目を複数大学において修得することについては可能であると考えます。

⇒人文地理学及び自然地理学において、授業科目「人文地理学」の単位を修得したが、「自然地理学」が未修得となった場合、証明書備考欄において「人文地理学分野においては一般的包括的内容を含んで修得」と記載し、一般的包括的な内容を半分修得した旨の取り扱いはできない。

イ)「社会」の科目区分「日本史及び外国史」の外国史分野・「地理歴史」の科目区分「外国史」において、西洋史は修得したものの、東洋史概説Ⅰ・Ⅱを未修得の場合、「外国史のうち、西洋史について一般的包括的内容を含む」と記載はできず、他学科・他大学等で履修する場合、改めて外国史分野の一般的包括的内容を含む科目の単位を修得しなければならない。

☆09/5/24 全私教協研究大会分科会質問表

Q 「地理歴史」の科目区分「外国史」において、一般的包括的内容を含む科目（必修科目）を「西洋史」「東洋史」の両科目を指定していた場合、「東洋史」を未修得のまま卒業し、他大学に在籍して引き続き免許状取得の学修を行う場合、科目区分「外国史」において修得した「西洋史」は学力に関する証明書備考欄において、「外国史のうち、西洋史について一般的包括的内容を含む」と明記して、他大学で外国史のうち東洋史の一般的包括的内容を含む科目を修得して、2大学にまたがって、科目区分「外国史」の一般的包括的内容を満たすことは可能でしょうか。

あるいは、1つの科目区分の一般的包括的内容は1大学で全て修得しなければならないのでしょうか？

A 複数の科目にまたがって、一般的・包括的な科目として認定を受けている場合には、1つの大学で該当科目を全て修得しなければ、当該科目区分の一般的包括的科目の内容を履修したことにはならず、複数の大学にまたがって一般的包括的科目を修得することは出来ないと考えます。

回答中、「1つの大学」とあるが、厳密には「1つの学科等」という表現が正しい。例えば同一学内で地理歴史の認定を受けているA学科とB学科がある場合、科目区分・日本史の一般的包括的内容を含む科目をA学科において全て修得、科目区分・外国史の一般的包括的内容を含む科目をB学科で全て修得するという履修方法も可能。

ウ)「社会」の科目区分「日本史及び外国史」の日本史分野・「地理歴史」の科目区分「日本史」において、日本史概説ⅡBのみ未修得の場合、日本史概説ⅠA～ⅡBの6単位は一般的包括的内容を含まない科目となる。他学科・他大学等で履修する場合、改めて日本史分野の一般的包括的内容を含む科目の単位を修得しなければならない。

☆09/2/10 全私教協教員免許事務研修会質問表 No.26

Q 「地理歴史」の科目区分「日本史」において、一般的包括的内容を含む科目（必修科目）を「日本史A」「日本史B」の両科目を指定していた場合、「日本史A」を未修得のまま、卒業し、他大学で免許状取得を行う場合、科目区分「日本史」の必修科目は当該大学での修得要件を満たして初めて科目区分「日本史」の必修科目の要件を満たしたということになるのでしょうか？

つまり、1つの科目区分で2科目以上の必修科目が設定されている場合は、その全ての単

位を修得して、当該科目区分の一般的包括的内容を満たしたと判断することになるのでしょうか？

その場合、出身大学で修得した「日本史 A」の単位は、「日本史 B」と一体で初めて、科目区分「日本史」の一般的包括的内容を含む科目となるのであって、「日本史 A」のみの修得の場合は、証明書上は、単なる選択科目という扱いになるのでしょうか？

A 貴見のとおり。

工) 考古学実習と文化財実習は免許状取得上の必修となっているが、一般的包括的内容を含む科目でないため、未修得であっても日本史分野の一般的包括的内容を修得していれば免許状取得に影響はない。ただし、卒業要件上の必修科目となっているため、当該専攻の学生はこの2科目を修得しなければ所要資格を満たすことが出来ないということになっている。問題は、卒業要件上の必修科目ではないが、免許状取得上の一般的包括的内容を含まない必修科目として指定している場合である。この場合、法令上は当該単位を未修得であっても一般的包括的内容を含み免許状の取得要件を満たしていれば免許状の授与は可能である。

☞ 大学の教員免許業務 Q & A A73<<抜粋>>

履修要項・学生便覧において、「必修」と記載している科目は、多くの場合、一般的包括的内容を含む科目を指していることが多いですが、それ以外にも免許状取得にあたって大学が指定する必修科目を指している場合があります。つまり「必修」の意味には2種類あるということを念頭に置いておかねばなりません。大学が指定する必修科目であって、一般的包括的内容を含まない科目であれば、当該科目の単位を修得できなくとも、つまり、大学が定める履修要件単位を満たさなくとも一般的包括的内容を含む科目を修得し最低修得単位数を満たすことにより、免許状を個人申請して取得することが可能です。

⇒ 1つの科目において、複数の科目が必修科目として設定されている場合、「必修科目」をすべて修得しないと一般的包括的内容を満たしていないと判断してよいのか？

今一度、課程認定申請書様式第2号、またはその後に提出した科目変更届を確認しておく必要がある。

一般的包括的内容を含んでいない必修科目を一般的包括的内容ととらえ、その科目が未修得だからということで、学力に関する証明書確認欄に一般的包括的内容を含んでいることを示すチェックを入れていない場合は問題である。

(2) 教職に関する科目

▼免許法施行規則

(小学校教諭等の科目の修得方法)

第6条 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

【表は加工しているので条文の表とは異なる】

第1欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	法定最低単位	
			中2	中高1
第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	4	中12・高6
		各教科の指導法		
		道徳の指導法		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導の理論及び方法		
第5欄	教育実習		5	中5 高3
第6欄	教職実践演習		2	2
合 計			21	中：31 高：23

備考【抜粋】

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。

様式第2号（中高・教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中高・教職に関する科目）												
認定を受けようとする学部・学科等		国際学部 農学部		国際文化学科 グローバルスタディーズ学科 植物生命科学科 資源生物科学科 食料農業システム学科		入学定員合計		認定を受けようとする免許状の種類				
				770		中一種免（英語・理科） 高一種免（英語・理科・農業）						
開設体制	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数 必修 選択	共通 開設 学校 種等	教授	准教授	講師	助教		
大学において 共通開設	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2	栄						
＜略＞												
共通開設している学科等の 入学定員の合計 4,530人	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中 12 ・ 高 6	教育課程論	2	栄						該当教科の「～教育法」のⅠⅡを必修。
		・各教科の指導法		英語科教育法Ⅰ	2							
				英語科教育法Ⅱ	2							
				英語科教育研究A	2							
				英語科教育研究B	2							
				理科教育法Ⅰ	2							
				理科教育法Ⅱ	2							
				理科教育研究A	2							
				理科教育研究B	2							
		農業科教育法Ⅰ		2								
	農業科教育法Ⅱ	2										
	・道徳の指導法	道徳教育指導法	2	栄	中免のみ							
	・特別活動の指導法	特別活動論	2	栄								
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術	2	栄								
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4						進路指導を含む		
教育実習	中 5 ・ 高 3	教育実習指導Ⅰ	1						中免のみ希望者及び 中高両免希望者必修 高免のみ希望者必修			
		教育実習指導ⅡA	4									
		教育実習指導ⅡB	2									
教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2									

＜略＞

①申請書作成上の観点から

ア)「含む事項」の必要回数について

★文科省へ質問

Q 教職に関する科目や教科に関する科目において「～を含む。」という事項や科目区分においては、何回程度その含む内容を取り扱うことが望ましいという目安はありますか。

A

- ・(山口専門官の回答〈2015 年〉) 回数は大学で定めることになっているが、「含む」の位置付けである以上、「含む事項」が主となることは当該必要事項の要請するところではない。
- ・(内場専門職の回答〈2013 年〉) 委員の指摘によると 1 回では少ない、5 回では多いといったところである。

イ) 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

▼09/2/10 全私教協教員免許事務勉強会質問表 No.3

Q 教職に関する科目のうち「教育課程及び指導法に関する科目」についてお尋ねします。「教育課程の意義及び編成の方法」や「教育の方法及び技術」は科目に含めることが必要な事項とされていますが、最近の課程認定においてはこれらの科目を『教育課程論』や『教育方法論』のように独立した授業科目として開講するように求めていると聞いております。以前の申請時にはそのような指導はございませんでした。法令や認定基準改正はございませんが、今後どのように対応すればよろしいのでしょうか？

A 課程認定の審査においては、教育職員免許法施行規則第 6 条で定める「含めることが必要な事項」を、該当授業科目の中で十分に取り扱っていることがシラバスにおいて確認できることが必要とされます。そのため、「含めることが必要な事項」について十分に取り扱っていることがシラバス上確認できれば、『教育課程論』や『教育方法論』といった独立の科目を立てることは必要としません。

⇒2007 年度の課程認定申請においては、教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことは一切認められなかった。しかし、1 年経過すると見解が 180 度変わった。

ウ)「各教科の指導法」の内容(『教職課程認定申請の手引き(平成 28 年度開設用)』211 頁)

⇒・模擬授業・教材研究・学習指導案の 3 要素がそろってはじめて含む事項をすべて含んだことになる。

各教科、道徳及び特別活動の指導法等に関する各科目については、学習指導要領に掲げる事項に即して包括的な内容を含むこととする。また、各教科等を実際に指導する場面を想定して、学習指導案の作成や教材研究、模擬授業等を組み入れ、実践的な指導力を身に付けさせるような事項を、当該区分の授業科目の講義概要(シラバス)で示すこと。

②証明書作成の観点から

ア) 教職に関する科目の「各教科の指導法」

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育(以下この号において「国語等」という。)の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち六以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。)についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

▼課程認定審査の確認事項

2 教育上の基本組織関係

(3) 中学校、高等学校教諭の養成を行う学科等において、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては、教育職員免許法施行規則第 6 条第 1 項表第 4 欄「教育課程及び指導法に関する科目」の各教科の指導法について、それぞれ 8 単位以上、4 単位以上の授業科目を開設することを原則とする。

▼『教職課程認定申請の手引き（平成 22 年度改訂版）』247 頁

Q 中学校教諭・高等学校教諭の教職課程（一種免許状の課程のみ）の「教職に関する科目」の各教科の指導法について、「それぞれ 8 単位以上、4 単位以上開設する」との規定は、開設する授業科目の単位数を修得しなければならないことと同義と解するべきか。

A 本規定は、大学が開設しなければならない単位数を示したものであり、学生が修得しなければならない単位数を示したものではない。

▼2009 年度全私教協教員免許事務研修会質問表 No.13

Q 課程認定審査の確認事項 1 (7) について

「中学校、高等学校教員の養成を行う学科等において、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては、教育職員免許法施行規則第 6 条表第 4 欄「教育課程及び指導法に関する科目」の各教科の指導法について、それぞれ 8 単位以上、4 単位以上開設することを原則とする。」とありますが、手引き記載の Q&A には「本規定は、大学が開設しなければならない単位数を示したものであり、学生が修得しなければならない単位数を示したものではない。」とあります。なぜ修得しなければならない単位数以上を開設する必要があるのでしょうか？

A 指導法科目については、その科目の重要性から、ご指摘の単位数以上開設し、受講できることとすることが望ましいためです。

☞大学の教員免許業務 Q&A Q49

Q 中学校及び高等学校の教職に関する科目「各教科の指導法」の最低開設単位数が定められていますが、最低修得単位数もそれに合わせるのでしょうか。

A 法令上修得しなければならない最低修得単位数は、「1 単位」です。中学校・高等学校の課程認定を受けるには、「各教科の指導法」は「それぞれ 8 単位以上、4 単位以上開設することを原則とする。」ということになっています（課程認定審査の確認事項 2 (3)）。

本規定は、大学が開設しなければならない単位数を示したものであり、学生が修得しなければならない単位数を示したものではないことに注意しなければなりません。

ただし、「1 単位」と明文化して定められているわけではありません。法令上（免許法施行規則第 6 条第 1 項表）から導かれる帰結としてそう言えます。

「各教科の指導法」は教職に関する科目の科目区分「教育課程及び指導法に関する科目」に含むことが必要な事項の 1 つになります。この欄の中学校一種免許状の最低修得単位数は「12 単位」です。その内訳は「教育課程の意義及び編成の方法」「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の 5 項目です。これらをどのように配分するかは大学にまかせられますが、「道徳の指導法」については、2 単位必要だと明記されています（同条備考第 5 号）。

「道徳の指導法」以外の事項については、単位数の指定がありませんので 1 単位あればいいということになります。

では、1 単位修得すれば、それで「各教科の指導法」を包括的に学んだとして「学力に関する証明書」の確認欄にチェックを付けることができるかと言うとそうではありません。同条備考第 2 号に「教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に規定する幼稚園教育要領、同令第 52 条に規定する小学校学習指導要領、同令第 74 条に規定する中学校学習指導要領又は同令第 84 条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。」と規定されています。

つまり、学習指導要領に掲げる事項に即し包括的な内容を含んだ授業内容を構成できる科目設定をしなければならず、それに見合う授業時間数をもとに「各教科の指導法」の単位数を設定することになります。一般的には1単位では難しいのではないかと考えます。

では、各教科の指導法は、最低何単位必要かということになりますが、教壇に立って、教科指導を行うに当たって、どのような知識・技能が必要かということを検討し、それらを教授するにはどれくらいの授業回数・時間が必要かということをもとに考えると、おのずと必要な単位数は定まってくるものと考えます。

《以下略》

- イ) 高一種免の課程しか有していない学科の学生から中一種免の単位修得証明の依頼があった場合
(教職に関する科目の課程認定申請書の記載方法により証明の可否が異なる)

▼09/2/10 全私教協教員免許事務勉強会質問表 No.28

教員免許ハンドブック解釈事例編 512 頁の解釈事例について

Q 免許状を取得しようとする者が、既に修得している「教職に関する科目」を流用する場合、以下の事例においてその取扱いはどうなるのか。

(1) 中一種免(社会)・高一種免(公民)の認定課程を有するa学科と高一種免(商業)の認定課程を有するb学科を有するC学部において、b学科に在学した者が修得した「教職に関する科目」の単位は、中一種免(社会)・高一種免(公民)を取得する場合の単位として使用できるか。

A (1)「教職に関する科目」の開設が、学部共通である場合には、他学科の課程認定の状況により共通使用できる。

Q (1)の回答の趣旨は、教職に関する科目が中・高共通開講である場合は、高校の認定しない学科において修得した教職に関する科目であっても中学校教諭免許状取得に使用できるという趣旨だと思います。

そうであると、高校及び中学の課程認定を受けている学部と、高校のみの課程認定を受けている学部がある大学において、「教職に関する科目」については共通開講である場合、高校のみ課程認定を受けている学部で高校の免許を取得し、卒業後他大学で中学の免状取得を目指す場合、学力に関する証明書で教職に関する科目の証明書備考欄に中・高で認定を受けている旨を記載すれば中学校教諭免許状取得に使用できると解しますかいかがでしょうか？

A 貴見のとおり。

所属学科等には、中学校教諭一種免許状の課程がなかったとしても、他学科等に中学の課程がある場合においては、教職に関する科目は中高共通開設となっていることがほとんどだと思われる。

その場合、所属学科等には、中学校教諭一種免許状の課程がなかったとしても、受講している科目は、中学校教諭一種免許状の認定も受けている科目であることから、中学校教諭一種免許状の単位修得証明が可能ということになる。

⇒課程認定申請書様式第2号の開設体制欄に「大学において共通開設」という文言があるか、もしくは、科目変更届において共通開設の記載があるか確認しておく必要がある。

3. 課程認定申請に向けて心がけていること

- (1) 改組の際、「大学設置室」の指導に基づき、新学科等のカリキュラム等の準備を進めるが、「教職課程」のことまで十分に考えて行われているか。

→十分でないと起こること

- 「教職課程認定基準」を満たさない、学部学科の設置趣旨と教職課程の設置趣旨が不整合、などの不都合が生じる。

ポイント

- 教職課程を設置することが学部（研究科）・学科（専攻）の総意となっているか。
- 「教職課程」に精通した教職員が、改組の準備委員会等に加わって意見を述べる能够做到ているか。

- (2) 長丁場を乗り切る体制の構築

- ①対学内：教員・事務職員間の良好な関係 ＝ 良好なコミュニケーション
- ②対学外：地区協議会を中心とした情報収集体制

事前相談から認可を受けるまで1年がかりの業務である。申請書類の作成・指摘事項への対応等、質・量ともに大きな負担である。日常の業務と並行して行う必要があり、担当する事務職員の負担は相当なものである。また、教員との協働ができていない場合は一層重く感じられる。

他大学の状況を聞くことで、自大学が置かれている状況が客観的にわかり、苦労感を共有することができる。＝心理的負担が和らぐ。

- (3) 様式8号を丁寧に作成する

「様式8号」は、課程認定申請における重要な部分であり、申請書類の作成にあたって一番気を遣うところである。「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」が制定され、「学科等の目的・性格と免許状の相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきである」と教員養成部会でも意見が出ていることから事前相談において、「様式8号」について確認している。

読み手（事務官、審査委員）の視点に立ってわかりやすく、説得力をもった記載を心がける。

- (4) 中教審の動向に注意する

文部科学省が何を求めて新しい様式を追加しているのかは、中教審答申や教員養成部会の資料等を見れば想像がつく。教職課程を担当する事務職員は常に中教審の動向に注意する必要がある。

「今後の教員養成免許制度の在り方について（答申）」（通称平成18年答申）の理解は不可欠。この答申に基づく教職課程の改善策を具体化すべく平成19年度以降の課程認定申請では様式が追加されている。

平成19年度

様式第8号ア 認定を受けようとする課程を有する大学における教員養成に対する理念等に関する書類

平成22年度

様式第8号イ 教育課程の運営に関する組織及び取組

様式第8号ウ 教職課程の履修カリキュラム

これらの書類の記載内容に何が求められているのかということは平成18年答申を読むとわかる。

- (5) 「教職課程認定申請の手引き」は毎年熟読する

課程認定申請は毎年行うようなものではない。だからといって手引きを読まないと、最近の動向をつかめなくなる。例えば教員審査省略は2013年度からなくなった等。1年前の知識であっても課程認定申請の実務は行えない状況となっている。また、毎年発生する可能性が高い教育課程の変更届の提出とも密接に課程認定申請実務は関連している。

- (6) 情報収集力が勝負

申請書の作成は質・量ともに大きな負担である。また、手引きだけではわからないことがある。地区協

議会等で開催される勉強会を利用して情報収集には全力をつぎ込む。

①情報収集の目的を明確にする

酒巻久『朝イチでメールは読むな！』（朝日新書、2010 年）（以下の「 」はすべて 120～123 頁からの引用）より

「目的が明確でない情報収集は意味がない」

「情報収集でもっとも大事なことは、「目的を明確にすること」である。」

「情報収集は「量」より「質」である。意味のない情報が多ければ多いほど、正しい判断は難しくなる。質の高い情報を得るには、「何のために情報収集するのか」、その点を明確にする必要がある。これが曖昧だと情報の洪水に翻弄され、たちまち溺れかけない。」

「目的を明確にしておかないと、ただ参加しただけ、行っただけで終わってしまう。」

「何のための情報収集か？自分は何をしたいのか？何を作りたいのか？それがはっきりしていれば、必要な情報は自然と自分のアンテナに引っかかってくる。」

「いずれにしろ、情報収集に当たっては、自分は何のために情報収集をするのか、どんな情報が必要なのか、よく考え、それをノートなどに書き出し、整理することだ。そうすれば、目的や優先順位なども明確になり、何を見ればいいのか、誰に聞けばいいか、どこへ行けばいいかなどのチェックすべき情報や、かけるべき時間なども自ずと見えてくるはずだ。目的が明確になって初めて、効率のいい情報収集ができるのだ。」

②出張旅費がかかるとか言っている場合ではない。

指摘が多ければ多いほど監督官庁（文科省）の印象が悪くなる。

印象が悪くなるのが何が問題か？

短期的には → 認可に際して留意事項が付される

中長期的には → 課程認定の審査に関わった事務官・審査員が別の部署・部局でまた関わるようになった場合、以前問題のあった大学という目で見られる。

つまりいいことは1つもない。

③出張者は複数がよい。

理屈からすると1人が出席して帰学後報告すればよいということになる。

しかし、会場の雰囲気（熱気）、発表者の様子（表情等）は報告書ではなかなか伝えることができない。

複数の者が出席することで、危機感が共有され、やる気の醸成につながる。

ただ、行くように言われたから仕方なしに来るという人は同行させないほうがよい。

→主催者に文句だけ言って帰るだけ

例）このようなことをアンケートに書く人

○午後は眠い。

○開始は10時がよい。午後の予定が入られるから。

④監督官庁が出席するような会の場合、絶対参加する。

貴重な機会である。1つでも情報をつかむという姿勢が大事。

⑤近隣大学の事務職員・教員を知って、つながりをもつ。

基本は名刺交換。顔を知らずメールだけというのは正味の情報は得られない。

★情報は待っていて仕入れるものではなく、自分から取りに行くという姿勢。

⑥過去に同学科名称で同じ免許種・教科の認定を受けた大学にヒアリング

具体的にどのような学科等においてどのような課程認定を受けることができたかということは、教員養成部会の資料で確認することができる。

文部科学省ホームページトップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教

平成 27 年度開設：教員養成部会（第 78 回）〈平 27／2／4 開催〉
平成 26 年度開設：教員養成部会（第 69 回）〈平 26／2／5 開催〉
平成 25 年度開設：教員養成部会（第 66 回）〈平 25／1／30 開催〉
平成 24 年度開設：教員養成部会（第 64 回）〈平 24／2／15 開催〉
平成 23 年度開設：教員養成部会（第 61 回）〈平 23／1／28 開催〉

上記資料からは、具体的なカリキュラムの内容はわからない。同じ学科等名称であっても大学によりカリキュラムが異なることから一覧と同様の課程認定を受けることができるとは限らない。

⑦仕入れた情報をいかに学内に共有できるか

→実地視察でも評価されている。

平成 22 年度実地視察報告書より

〈状況〉教員免許に関する勉強会・検討会に職員を派遣し、学んだ情報については学内で共有を図り、事務体制を整えることに取り組んでいる。

〈講評〉教員免許に関する勉強会、検討会や情報の共有の事務体制（SD）は評価できる。

(7) 指摘のメールが届いても浮き足立たない

①まずは冷静に指摘事項を分析する。

②不明な点は文科省の担当者に電話で確認する。

場合によっては、説明不足等で文科省に大学側の意図が伝わっていないことがある。

問い合わせは丁寧、迅速に行っていただいているという印象。

③他大学の知り合いに確認するのも大事であるが、あくまでも参考という程度にとどめる。

4. 教職課程担当者としての心構え

(1) 教職課程担当の事務職員は事務職員としての力量が試される

- ・事務職員の教員への指示がふれると教員は不安になる。 → 今後の他の業務への信用につながるために他大学の教員から質問を受けることがある。 → うちの事務職員は信用できない。
- ・教職課程統括部署からの指示がふれると学部は言うことを聞かなくなる

→教職に限らず自分の担当業務において、その分野の第一人者としての自覚と専門知識をもつ。

▽「最初からプロとしてやれる人はいません。誰でも、いろいろ経験をしてプロになっていくんですよ。」⁵

▽「本当の意味でのプロとは、自ら考え、責任を持って行動し、積極的に教えを乞い、成長を続ける、いわば「自立型人間」のことである。」⁶

- ・経験不足は知識で補う。

→努力あるのみ

「自分の思うようにしたい。ところが現実はなかなか思うようにならない。そこに理想と現実のギャップが出てくるわけだが、だからこそ努力が必要である。自分の思うようにするために努力していく。その先にあるのが理想であり、夢であり、希望であり、願望である。」⁷

学生への教育は教員だけが行っているわけではない。教員は授業等で学生の教育に携わっているが、事務職員は事務という手段でもって教育に関わっているという意識をもつ。教員と事務職員で教育に携わる際の手段の違いだけであり、目指す方向は同じである。

⁴ URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/giji_list/index.htm

⁵ 王貞治『WEDGE 第 23 巻 7 号』（株式会社ウェッジ、2011 年）86 頁

⁶ 落合博満『采配』（ダイヤモンド社、2011 年）11 頁

⁷ 野村克也『野村ノート』（小学館、2005 年）168 頁

(2) 教員の理解なくして、健全な教職課程の運営は不可能である。

教員も忙しいということを理解しておく

・教員に手引きを渡す、通知文を渡す、文科省からのメールを転送するというだけでは見ていただけない。

→単に事務職員が教員に伝えたというアリバイ作りにしかならない。

→何がポイントか、変更点はどこか、どういう点に本学は注意すべきなのかということを簡潔にまとめたものを添える。

→伝え方次第で事務職員がまた仕事を頼んできたと思われるのか、重要な情報を送ってくれたと思われるかの違いが出てくる。

→日々の積み重ねが信用を生む。

(3) 近くの同僚より遠くの他大学（『大学の教員免許業務 Q&A』 47 頁）

教務の中でも教員免許に関する分野は、他大学との情報交換やネットワーク構築が活発な分野です。同じ法律のもとで業務を遂行するため、大学ごとのカリキュラムもベースはほぼ同じで、また、さまざまな行政手続きの期限も同じであることがその理由です。学内での担当者が自分 1 人であったりするなど、学内での当該業務の経験者が少ないことも、一つの理由です。教職担当の職員は孤独な存在でもあります。そのような状態を指して、教職の世界では「近くの同僚より遠くの他大学」ということがよく言われます。

ただ、他大学の方に頼りすぎて、部署内で相談するよりも先に、何でも他大学に頼るという依存姿勢が習慣化することも教職の分野ではありがちです。学生に自律的に行動することを促すべき大学職員が自律的に動いていないという一面を垣間見ることがあります。

自分がどこに疑問をもっているのか、どこに納得できていないのかということを明らかにし、まず、部署内や前任者に相談し、意見を聞いてみる。前任者は後任者に教える。部署内の方は以前も同様のことがあったなどと伝える。1 日中パソコンに向き合って仕事し、会話がほとんどないなど仕事が「見えない化」している中で、教え合う、伝え合う、相談し合うというサイクルを作る中で、教職の仕事を「見える化」することができるよう、日頃から会話のある職場作りを心がけることが大事ではないかと考えます。

大学内で解決できない場合には他大学の担当者に聞いてみます。最近はメールを使うことが多いですが、メールで聞いたときには特に忘れがちなのが返信のメールです（私もたまにあります）。自分にとって都合のよくない回答内容の場合、何の音沙汰もなく、また堂々と次も質問するような人もいます。

まずは、近くの同僚との良好な人間関係を築き、自分の業務を知ってもらい、そして、他大学の職員とも良好な人間関係を築くことができれば、孤独な存在から脱却することができるでしょう。

以 上